

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和 3 年 8 月 26 日

令和 3 年 8 月 12 日

岩手県新型コロナウイルス

感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

重点対策区域 盛岡市全域（8 月 30 日（月）から 9 月 12 日（日）まで※）

※ 期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで

1 県民の皆様へのお願い

（1）外出の自粛等

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などを自粛すること。
- ・ 夜 8 時以降、営業時間短縮要請がなされている重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等
に出入りしないこと。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事や墓参り
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒

（２）基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後２週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も２週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

２ 事業所・飲食店・学校へのお願い

（１）事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

(2) 飲食店等

- ・ 飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

重点対策区域への要請

【営業時間の短縮】

- ・ 重点対策区域の飲食店等は営業時間を短縮（営業時間は午前5時から午後8時まで）とすること。

対 象 区 域：重点対策区域（盛岡市全域）

期 間：令和3年8月30日（月）から9月12日（日）まで

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

対象事業者：食品衛生法52条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）[別表参照]

※ 営業時間短縮要請に御協力いただいた事業者には、協力金を支給

【カラオケ設備の利用】

- ・ 重点対策区域の飲食店（カラオケボックスを除く）等は終日、カラオケ設備の利用を行わないこと。

【酒類の提供】

- ・ 重点対策区域のカラオケボックスは終日、酒類の提供（酒類の持ち込みを含む）を行わないこと。

(3) 学校

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動は、県外の学校との練習試合に加え、県内の学校同士の練習試合も禁止とし、活動は校内で2時間以内とすること。
- ・ 文化祭等の学校行事は、校内限りとすること。
- ・ 重点対策区域の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保

別表

食品衛生法 52 条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（以下の店舗を除く）

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 従業員食堂や給食施設など、学校、病院、社会福祉施設、事業所その他の施設で、特定の関係者向けに飲食を提供する場合